

令和5年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の申請案内

高等学校へ在学する生徒がいる世帯に対し、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するため、下記のとおり「令和5年度 奨学のための給付金」の申請を受け付けます。

1 対象となる方

次の全ての要件を満たしている保護者

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生がいること。
- (2) 令和5年7月1日時点で、生活保護受給世帯または保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）であること。
- (3) 令和5年7月1日時点で、保護者等が東京都内に住所を有していること。

2 給付金額

区分	早期給付対象者 (7～翌3月分)	通常申請給付額 (年額)
生活保護（生業扶助）受給世帯	24,225円	32,300円
非課税世帯（第1子）	87,825円	117,100円
非課税世帯（第2子以降）	107,775円	143,700円

3 提出書類

生活保護 (生業扶助) 受給世帯	①東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 ②支払金口座振替依頼書及びその内容が確認できる通帳の写し ③生活保護受給証明書 ※受給開始日が令和5年7月1日以前かつ発行日が令和5年7月1日以降のもの ④生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第5号様式） ※生活保護受給証明書により生業扶助の措置状況が確認できる場合は提出不要
非課税世帯	①東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 ②支払金口座振替依頼書及びその内容が確認できる通帳の写し ③マイナンバー関係書類（入学時にマイナンバーを提出している場合には不要） ④住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※保護者に係る「住民となった日」が令和5年7月1日以前かつ発行日が令和5年7月1日以降のもの （高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合） ⑤兄弟姉妹の健康保険証の写し ※国民健康保険加入の場合には、扶養申立書（第6号様式）も提出が必要。 （都立学校以外に在籍する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合） ⑥兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書

4 提出先 本校1階 経営企画室

5 提出期限 **令和5年9月15日（金）**

*書類に不備があった場合に備え、早めの提出をお願いします。

6 その他注意事項等

*1年生で早期給付の申請をした方も、再度申請が必要です。

*保護者の居住地が東京都ではない場合 → 保護者がお住まいの道府県に申請してください。

*高校生等に保護者がいない方 → 別途必要書類がございますので、経営企画室担当までご相談ください。